に閲覧できる方法による当該医療機器プログラムの特定に資する情報を記録した電磁的記録の提供

四　前三号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器及び再生医療等製品であって被包に収められたもの　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの被包への表示

五　前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器及び再生医療等製品　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示

2　法第十四条の二の二第一項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の六の二第一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器又は法第二十三条の二十六の二第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。

3　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、第一項に規定する措置を講ずることを要しない。

一　第百七十五条の三に定める医薬品

二　高度管理医療機器以外の医療機器

三　製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に製造販売された医薬品、医療機器又は再生医療等製品については、改正後の動物用医薬品等取締規則第百八十四条の十三の二の規定は、適用しない。

規　則

○カジノ管理委員会規則第二号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十四条第八項の規定に基づき、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月二日　カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［同上］
第八章　雑則（第二百十一条―第二百十六条）	第八章　雑則（第二百十一条―第二百十五条）
附則	附則
（法第六十八条第一項第一号に掲げる措置）	（法第六十八条第一項第一号に掲げる措置）
第四十四条　［略］	**第四十四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　カジノ事業者は、第一項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等（ギャンブル等依存症対策基本法第二十条の関係機関、民間団体等をいう。第四十	5　カジノ事業者は、第一項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等（ギャンブル等依存症対策基本法第二十条の関係機関、民間団体等をいう。第四十